

## コンプライアンスへの取組について

一般社団法人日本旅行業協会（本部：東京都千代田区 以下 JATA）と一般社団法人全国旅行業協会（本部：東京都港区 以下 ANTA）では、昨年来の雇用調整助成金、Go To トラベル給付金の不正受給が疑われる事案に鑑み、旅行業界として改めてコンプライアンスについて徹底すべく、昨年12月28日に観光庁より発出された注意喚起文書に基づき、下記内容を観光庁に報告するとともに、今後、共同で下記の通り取組を実施いたします。

サポートが必要な会員会社への関連制度や教育研修を通して、意識と行動の改革に向けて継続した支援を行ってまいります。

### 記

#### 1. 「旅行業界におけるコンプライアンスへの取り組みの手引き」の活用（別紙参照）

コンプライアンスに関わる「行動規範及び宣誓書」の基本形を記した「旅行業界におけるコンプライアンスへの取り組みの手引き」を作成し、JATA・ANTA 各々のホームページに掲載しました。これを各社ごとにカスタマイズするなどし、活用を促します。

#### 2. 「国土交通省公益通報制度」の会員各社での周知要請

不正案件の早期発見・対応を目的に「国土交通省公益通報相談窓口」を会員企業の社員へ周知するよう要請します。

（窓口については上記1.の手引きにも記載）

#### 3. 「経営者向けコンプライアンス研修」の実施（今後、概ね年1回程度実施）

今般の事案はいずれも、経営者自身の認識不足から発生していると考えられます。経営者向けの研修会を開催することで、コンプライアンス経営の重要性の理解促進を図ります。

■開催時期：2022年3月中旬（JATA・ANTA 共同開催）

■開催都市：東京、名古屋、大阪の3都市における実開催

\*実施後は、会員向けホームページに、上記研修動画と研修資料を掲載し、地域や時間に拠らない受講環境を整えます。

#### 4. 職員向け「コンプライアンス研修動画・試験」システムの提供

会員向けに、eラーニングを活用したコンプライアンス研修・試験のシステムを提供し、加盟会社全体のコンプライアンスの向上と定着を進めます。

■研修実施期間：2022年4月～5月

■研修対象：JATA・ANTA 会員で、独自の仕組みを有しない会社に所属する社員

<報道関係者様からのお問い合わせ先>

JATA 広報室：桑名・長尾 TEL 03-3592-1244

ANTA：中山・季武（すえたけ） TEL 03-6277-8310

(別紙)

## ＜旅行業界におけるコンプライアンスへの取り組みの手引き【暫定版】の概要＞

### 1. 手引きの目的

自社のコンプライアンス体制の整備が不十分な会員に対して、コンプライアンスの重要性を再認識いただくとともに、行動規範や宣誓書などの基本形を示して、実効性のあるコンプライアンス体制の構築を促すための手引きとして作成しました。

### 2. 本手引きの概要

#### (1) コンプライアンスの重要性

企業としての社会的責任（コンプライアンス）を果たすためには、旅行業界で働く役員・従業員が高いコンプライアンス意識を持つこと、とりわけ経営陣がコンプライアンス違反を許さないという強い意思を社内外に示すことが重要です。また、コンプライアンス体制の構築に向けてその手段として内部統制システムの構築義務を負っているのは取締役であることを再認識していただきます。

#### (2) 行動規範（コンプライアンス・コード）の再確認・構築

行動規範（例）と宣誓書（例）とその解説を記述しました。行動規範（例）の「①法令遵守」では、旅行業を営むうえで問題となる主な法令を示すとともに、各種ガイドラインや政府の需要喚起策（GoTo トラベル事業など）のルールなど、旅行業を営むうえで遵守すべきルールや社内手続きなどの手順も含まれることを記述しました。

行動規範（例）と宣誓書（例）をそのまま会員各社のものとして制定したり、これらにアレンジを加えて作成することもできることとします。

#### (3) 相談窓口の設置

自社における相談窓口を設置して社内で周知することを促しています。併せて国土交通省公益通報窓口についても記述しました。

#### (4) 公益通報者保護法について

公益通報者保護法により、通報したことを理由に通報者に対して解雇等の不利益な取り扱いが禁止されていることを記述しました。

### 3. 本手引きの改訂

本年6月1日に改正公益通報者保護法が施行予定であり、本手引きは【暫定版】とし、改正法の施行後には改訂をする予定です。

以 上